

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

三重国民年金 事案 457

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から50年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、申立期間当時、父親と共に農業をしていた。申立期間の国民年金保険料については、私に代わり両親が集金に来ていた役場の担当者に納めていたと母親から聞いていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金への加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続等を行ったとする申立人の両親も他界しているため、国民年金への加入及び保険料納付の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年11月に払い出されていることから、申立期間当時は国民年金に未加入だったと考えられる上、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人の母親も昭和48年3月までは未納であるほか、申立期間①について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立期間②直前の昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料は現年度納付されており、その直後の昭和51年度の国民年金保険料は前納されていることから、あえて申立期間②のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から同年12月まで

国民年金への加入手続及び申立期間の国民年金保険料については、手続等を行った場所、時期等は記憶していないが、A区役所からさかのぼって納付できる旨の通知がきたので納付した。金額は覚えていないが高額だったので父親に借りて支払ったので未納は無いと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号より後に払い出された任意加入被保険者の資格取得日（昭和63年2月17日）から、昭和63年2月以前に払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料について過年度納付することは可能である。

さらに、申立期間の国民年金保険料について、申立人は、A区役所からさかのぼって納付できる旨の通知がきたので納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はA区において払い出されていることが確認できる上、申立期間直後の昭和62年1月から同年3月までの保険料は過年度納付されていることから、当該期間よりも時効の到来が早い申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 459

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月及び同年8月

A町に在住していた時の昭和51年7月21日から同月31日までの間に夫と一緒に町役場に行き、厚生年金手帳を見せて国民年金への加入手続を行い、51年7月及び同年8月の国民年金保険料を納付した。その後、駐車場へ戻ってから、領収証をもらっていないこと及び年金手帳に何も記載していないことに気付いたが、役場のすることなので信用していた。

このことについては、再三社会保険事務所に異議申立を行ったが、認めてもらえなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間である。

また、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付についての説明は、具体的かつ詳細であり、申立人が町役場に行った時期についても不自然な点はなく、納付したとする金額も当時の保険料と近似している上、申立人の夫に聴取しても、申立人と同様の供述をしていることから、その内容は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間後に厚生年金保険に加入した後、国民年金に任意加入しており、国民年金への関心や納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの期間及び同年9月から44年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

当該期間のうち、昭和42年6月から同年10月までの期間及び43年2月は国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、年金記録の訂正を行うことはできないが、42年11月から43年1月までの期間、同年3月及び同年9月から44年6月までの期間については、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年6月から43年3月まで
② 昭和43年9月から44年6月まで

申立期間については、国民年金保険料を納付したことを示す領収証書及び国民年金手帳を所持している。社会保険事務所から「申立期間の保険料は還付済み」との回答を受けたが、還付手続を行った記憶も保険料を還付された記憶も無いので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書及び国民年金手帳により、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

これについて、社会保険事務所では時効後の納付であること等を理由に還付済みであるとしているが、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳及び市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、申立期間の国民年金保険料の還付についての記載は無く、還付されている事実は確認できないほか、別に申立期間の保険料が還付されたことを示す関連資料も無い。

このことから、申立期間の保険料相当額について、長期間、国庫歳入金として扱われていたと推認でき、時効等により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。このうち、昭和42年6月から同年10月までの期間及び43年2月は厚生年金保険の被保険者であったことから、申立人は国民年金被保険者になり得ず、当該期間の年金記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 事業所（現在は、B 社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 6 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 31 日から 42 年 1 月 1 日まで
② 昭和 52 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

C 社（現在は、D 社。以下同じ。）については、年末である昭和 41 年 12 月 31 日に退職したものと思っていた。

また、A 事業所については、臨時社員として雇用され、その後、短時間勤務の特別社員として働いていたが、「正社員として働いたらどうだ。」と誘われ、試験を受け正社員となった。継続して同事業所で勤務していたのに、厚生年金保険被保険者期間に空白があると社会保険事務所から聞いたので納得できない。同事業所については、当時の職員名簿、「勤務に関する記録」及び「給与に関する記録」の写しを所持している。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、当時の両事業所における同僚等の名前は覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が所持している A 事業所の「勤務に関する記録」及び「給与に関する記録」の写しの双方において、辞職承認日が昭和 52 年 6 月 30 日と記載されている上、同事業所に照会したところ、「同事業所では、従業員に対する厚生年金保険料の控除は人事記録に基づいて行っているため、申立人については、52 年 6 月分の保険料を給与から控除したもの

と考えられる。」旨の回答があったことから判断すると、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和51年10月の社会保険事務所の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 一方、申立期間①については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「当時当社では、女性の退職の場合、結婚退職が多く退職日を月末にする人は少なかった。『配偶者の扶養に入るので厚生年金保険料が1か月分助かる。』と言って、月末前に退職する人が多かった。」旨の回答があった。

さらに、申立人は申立期間①当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立人のC社における雇用保険の加入記録によると、昭和40年5月11日資格取得、41年12月30日離職となっており、申立期間①に係る加入記録は無く、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社（現在は、B 社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を 38 年 6 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年 6 月から同年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 39 年 9 月までは 1 万 4,000 円、同年 10 月から 40 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から 41 年 5 月までは 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月から 41 年 6 月 1 日まで

高校卒業後すぐに C 社（現在は、B 社。以下同じ。）に入社し、平成 15 年 3 月に退社するまで勤めた。同期の同僚に D 氏、E 氏、F 氏、G 氏、H 氏、I 氏、J 氏、K 氏がいた。退社 2 年前に会社から厚生年金保険加入記録をもらい、申立期間に係る記録が無いことに気が付いた。当時、同期生同士で給与明細書を見せ合ったりしており、私としては厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶がある。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人が記憶している同期の同僚に係る記録等により判断すると、申立人が同社に昭和 38 年 6 月 1 日から勤務し、申立期間のうち同年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち昭和 38 年 5 月については、B 社が保管している人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が同社に勤務していたことは確認で

きるが、①同社は、入社後3か月程度は見習期間として厚生年金保険に加入させていなかったとしていること、及び②社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶している同期の同僚8人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日がいずれも38年6月1日となっていることから、同年5月について、申立人が同社において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、昭和38年6月から41年5月までの標準報酬月額については、同期の同僚の標準報酬月額から、38年6月から同年9月までは1万2,000円、同年10月から39年9月までは1万4,000円、同年10月から40年9月までは1万6,000円、同年10月から41年5月までは1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は保険料を納付したかどうかについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和40年10月22日、資格喪失日に係る記録を41年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年2月16日まで

A社における申立期間に係る厚生年金保険加入期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が見当たらないとの回答であった。申立期間には事務の仕事をしていて健康保険と厚生年金保険に加入していた記憶がある。また、健康保険証を使った記憶もある。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録及びB社が保管している辞令簿から、申立人が昭和40年10月22日付けで同社に臨時社員として採用され、申立期間に勤務していたことが確認できる。

また、B社が保管している辞令簿のうち、昭和40年8月11日から41年3月31日までの期間に採用した社員に係るものを見ると、そこに記載されている19人のうち臨時社員は申立人を除き9人であり、社会保険庁の記録によると、その中で採用月又は採用の約3か月後に依願退職した各一人については厚生年金保険加入記録が無いものの、残る7人はいずれも採用時に厚生年金保険に加入している。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号

614番（昭和39年5月1日資格取得）から753番（昭和41年4月28日資格取得）までの厚生年金保険の被保険者期間の長さをみると、申立人の勤務期間と同程度又はそれより短い者（1か月から4か月）も7人みられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社が保管している辞令簿に記載された申立人の給与額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、社会保険事務所の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月から41年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年9月までの期間及び43年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年9月まで
② 昭和43年11月から49年3月まで

昭和41年10月1日に厚生年金保険に加入するまでは国民年金に加入していなかったが、50年ごろに市の広報により特例で国民年金に加入できることを知り、市役所において加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。その後、20歳からの未納分を市役所で納付し、これで満額もらえると市の担当者に言われた。

国民年金手帳に「昭和35年10月1日 強制」と記載されているため、すべての手続が完了したと思っていたが、60歳の時に年金支払通知書が来て、申立期間について国民年金保険料が未納であることを知った。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月25日に払い出されており、申立人の国民年金保険料の納付状況を調査したところ、市が保管している被保険者名簿によると、同年12月に同年4月から同年12月までの保険料を、51年6月に同年1月から同年3月までの保険料を、52年1月に49年4月から50年3月までの保険料を納付している。申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金の加入手続を行った後の1か月ないし2か月ぐらい後に納付したと主張しているが、申立人が納付したとする時期は、特例納付の実施期間ではなく、納付したとする金額についても申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の保険料額と大きく相違している上、上記

の保険料の納付状況から判断して、過年度納付した保険料を申立期間の保険料と錯誤している可能性も考えられる。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から61年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和58年4月及び同年5月については保険料還付済みの期間で、申立期間については納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和58年3月までの領収書は残っており、その後途中で国民年金を辞めた記憶は無い。毎月、A銀行B支店にて口座引き落としをしていた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、昭和58年4月1日に任意加入被保険者の資格を喪失したことが記録されており、これは社会保険事務所が保管している申立人の被保険者台帳（旧台帳）の記録と一致している。

さらに、申立人が当時居住していた市の記録においても、申立期間に申立人が国民年金に加入していた形跡は無く、申立期間は国民年金未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人の名前の読み方を幾通りか替えるなどして調査しても、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで
いつごろかは覚えていないが、国民年金保険料の督促が来たので、申立期間 4 年分の保険料をまとめて納付した。いつ、いくら納付したかも覚えていないが、保険料は何十万円で、市役所の窓口で納付に行った覚えがある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は職権により払い出されており、その時期は、申立人は昭和 61 年 9 月に厚生年金保険に加入していること等から同年 4 月から同年 8 月までの間と考えられるが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は、4 年分の保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期においては、特例納付の実施期間を過ぎていることから、4 年分の保険料をまとめて納付することはできず、申立人の主張に不合理な点がみられる。

加えて、申立人は、まとめて納付した金額が国民年金保険料であったとの明確な記憶は無い上、昭和 61 年 4 月から同年 8 月までの保険料は時効直前の 63 年 7 月に一括で過年度納付されていることから、過年度保険料の納付が時効になる直前に納付の督促を受け、納付可能な期間の保険料をすべて納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 464

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 2 月までの期間、48 年 2 月から 50 年 6 月までの期間及び同年 11 月から 55 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 46 年 2 月まで
② 昭和 48 年 2 月から 50 年 6 月まで
③ 昭和 50 年 11 月から 55 年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、昭和 36 年 4 月から 46 年 2 月までの期間、48 年 2 月から 50 年 6 月までの期間及び同年 11 月から 53 年 7 月までの期間については国民年金保険料の免除期間、同年 8 月から 55 年 12 月までは国民年金の未加入期間となっている旨の回答であった。国民年金保険料については、婚姻（昭和 39 年 1 月）前は姉が、婚姻後は元妻が市役所において納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の姉及びその元妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間のうち、申立人が婚姻するまでの期間の保険料を納付していたとする申立人の姉は死亡している上、婚姻後の保険料を納付していたとする申立人の元妻に聴取しても保険料の納付等について具体的な供述を得ることができないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 12 月に A 市において払い出されているが、その時点では、申立期間①及び②の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、51 年 12 月以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立人が婚姻前に申立人の姉と同居していたとする B 市に確認しても、申立期間①当時、同市において申立人が国民年金に加入していた形跡は無い。

加えて、A 市においては国民年金の記録が既に廃棄されているため確認できないが、その後申立人が昭和 53 年 8 月に転居した C 市の国民年金被保険者

名簿によると、申立期間①、②及び③の一部は法定免除期間（申立期間①及び②に挟まれた厚生年金保険加入期間並びに申立期間②及び③に挟まれた厚生年金保険加入期間の記録は、それぞれ昭和 56 年 1 月及び平成 12 年 6 月に追加統合されたものであり、記録が統合されるまでは、これらの期間も法定免除期間となっている。）と記録されており、その記録に不自然な点もみられないことから、申立人は 51 年 12 月に A 市において国民年金への加入手続きを行い、遡及^{そきゅう}して法定免除を受けたものと考えられる上、申立期間③のうち 53 年 8 月以降の期間については、申立人の元妻の厚生年金保険への加入に伴い未加入期間になったものと考えられる。

その上、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の元妻の納付状況をみると、(a)昭和 37 年 8 月から 46 年 2 月までは未納期間、(b)46 年 3 月から 48 年 1 月までは未加入期間（上記の申立人の厚生年金保険加入記録の追加に伴い、未納期間及び法定免除期間から未加入期間に記録が訂正されている。）、(c)同年 2 月から 53 年 7 月までは法定免除期間及び申請免除期間、(d)同年 8 月から 59 年 3 月までは厚生年金保険加入期間となっており、国民年金保険料が納付された形跡は無い上、ほかに申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から50年3月まで

A事業所を退職し、昭和51年ごろに退職一時金を受け取り、その直後、B市役所へ相談に行った際に、20歳にさかのぼって国民年金に加入できる旨の説明を受けたため、退職一時金とほぼ同額の保険料をB市役所内の金融機関で納付した。国民年金への加入日が48年1月1日となっているので、保険料は納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日及び申立人の退職一時金の受給日(昭和51年1月27日)から、昭和51年1月以降に払い出されたものと推認できるが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、退職一時金の金額とほぼ同額の国民年金保険料を納付したと供述しているが、当該金額は、仮に、申立期間を含め申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点まで国民年金保険料を納付した場合においても、納付すべき保険料額と大きくかい離している。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から6年3月まで

申立期間の国民年金の保険料免除期間については、私が大学院生の時に、母親が社会保険庁から送付された納付書により銀行において一括納付した。追納したにもかかわらず、申請免除期間のままとなっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の両親に聴取したところ、申立期間に係る保険料の追納は申立人が大学院生の時（平成8年4月から11年12月ごろまで）に行ったとしているが、追納を行う場合、社会保険事務所において追納手続を行う必要があるところ、申立人の両親に聴取しても追納手続についての具体的な記憶が無い上、社会保険庁の記録においても、追納手続が行われた形跡も無い。

さらに、申立人の妹の国民年金保険料の納付記録をみると、平成7年6月から8年3月までの保険料の申請免除期間について、同年12月に追納されているが、申立人の両親及びその妹に聴取しても追納した記憶は無いとしているものの、追納申込期間、追納の申出日等一連の事務処理にも不自然な点はみられない上、申立人の妹の追納日が申立期間の追納を行ったとする時期と一致することから、申立人の両親が、申立人の妹の保険料の追納と申立人の保険料の追納を錯誤している可能性も考えられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年9月から29年11月まで
② 昭和30年4月から31年8月まで
③ 昭和37年12月から39年7月まで

A社(現在は、B社。以下同じ。)、C社及びD社で勤務していた期間について、厚生年金保険に加入していると思っていた。しかし、社会保険事務所に厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間には加入していないとの回答であり納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①においてA社の「E班」に所属していたと主張しているが、同社に照会したところ、「当時、『E班』は、当社の外注業者であり、申立人については、当社の従業員ではないため、社会保険への加入手続は行っていない。」旨の回答があった。

加えて、B社は、「E班」として業務を行っていた事業所名、所属していた者の氏名等については分からないと回答している上、申立人も「E班」における同僚の氏名を覚えておらず、連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

2 申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和30年11月1日であり、申立期間②のうち同年10月31日までの期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人はC社の同僚の氏名を覚えていない上、社会保険庁の同社に係る厚生年金保険被保険者記録に記載されている申立期間②に被保険者であった25人のうち、連絡先が判明した3人に照会したものの、いずれも申立人については記憶に無いと回答しており、同社における厚生年金保険適用の取扱いについての供述等も得られなかった。

3 申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、申立期間③においてD社でF発電所及びG峠のトンネル工事を行っていたと主張しているが、同社に照会したところ、「当社の人事記録、退職者台帳及びF発電所工事従事者名簿のいずれにも申立人の氏名は記載されていない。また、当時、当社が行った工事の記録には、G峠のトンネル工事に係る記録は無い。」との回答があった。

加えて、申立人がD社でF発電所の工事を一緒に行っていたと主張している上司及び同僚の計3人について同社に照会したところ、「F発電所工事従事者名簿に3人のうち一人の氏名が記載されているが、残る二人の記録は無い。」との回答があった上、3人とも連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、上記3人を除く申立期間③にF発電所の工事を行っていた者については、D社からその氏名及び連絡先を把握することができなかったことから、照会することはできなかった。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年4月から同年12月まで
② 昭和20年1月から同年4月30日まで
③ 昭和20年8月31日から21年1月1日まで

A社とB社に係る厚生年金保険被保険者期間について社会保険事務所に照会したところ、A社において昭和20年2月1日資格取得、同年12月1日資格喪失、B社においては同年4月30日資格取得、同年8月31日資格喪失であるとの回答を受けた。しかし、私は19年4月にA社に入り、同年末に同社を退職し、年が明けてB社に入った。終戦は同社で迎え、年末までいた。社会保険事務所の回答によると、両社に係る厚生年金保険被保険者期間が一部重なっているようだが、両社での被保険者期間は申立てのとおりのはずである。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は、A社における保険料控除についての記憶も無い。

また、申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、A社は昭和61年3月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査を行い同社の代表清算人に照会したところ、承継する事業所は無く、当時の資料も残っていないと

の回答であり、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかつた。

加えて、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつた上、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立期間を含む期間に同社に在籍していた被保険者13人に照会を試みたものの、いずれも既に他界している又は連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつた。

2 申立人が申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は、B社における保険料控除についての記憶も無い。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人は、「B社に入社するころは戦時下であり、空襲が激しくなったため、母親の実家のあるC県に疎開し、既に同社で勤務していた従妹の紹介で同社に入社した。」と主張しているところ、申立期間②及びその前の期間について、上記の名簿には、申立人の従妹の氏名も無いことから、B社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったとも考えられる。

加えて、当該名簿に記載されている申立人と同日又はその前後に資格取得した被保険者9人に照会を試みたものの、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつた。

また、B社が保管している当時の厚生年金保険被保険者資格取得及び資格喪失に係る届書の写しを見ると、申立人は昭和20年4月30日資格取得、同年8月31日資格喪失となっており、社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、B社に照会しても、i) 申立人の申立期間②及び③に係る勤務実態等については、上記届書を除き当時の人事記録等の資料は残っていない旨、ii) 健康保険への加入状況については、同社の健康保険組合は平成10年4月に解散しており、資料も残っていないため不明である旨の回答であった。

3 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月20日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間については脱退手当金支給済みのため年金額の計算に算入されない旨の回答が来た。しかし当時は、終戦で焼け出されてB郡に戻ってきたため、脱退手当金等をもたらう余裕など全く無かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金支給に係る期間は3年未満であるが、申立てのケースは、厚生年金保険法施行令（昭和19年勅令363号）第22条の2に基づき脱退手当金を支給する場合の一つとして定められた「戦争終結ニ依ル事業所ノ廃止、休止又ハ縮小ニ因リ被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ」に該当し、当時は脱退手当金を受給することが可能であった。

申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、社会保険事務所が保管している申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和21年5月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 1 日から 36 年 7 月 23 日まで
② 昭和 36 年 7 月 24 日から 41 年 9 月 26 日まで

被保険者記録照会回答票により厚生年金保険加入期間が脱退手当金支給済みとされていることを知った。しかし、私は脱退手当金の請求はしておらず、受給した記憶も無い。A社を退職する際に退職金を3万円ほどもらったが、その中に脱退手当金が入っているとは聞いておらず、ほかに会社から一時金を受け取った記憶も無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している脱退手当金請求に係る最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号が申立人の前後の番号となっている9人の女性のうち脱退手当金の受給資格がある7人（申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年9月26日の前後4年以内に資格喪失）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、6人について資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、同事業所に照会したところ、「当時、退職時に脱退手当金の説明を行っており、女性は結婚退社が多かったため、脱退手当金の受給を勧めていた。」との回答があったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、上記の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が申立人について記されているとともに、脱退手当金の支給記録が確認できた同僚6人にも「脱」の表示が記載されている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和42年1月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 43 年 2 月まで

昭和 39 年に A 事業所 B 局（現在の本社は、C 社。以下同じ。）に臨時雇用員「乙」として採用され、41 年 3 月からは臨時雇用員「甲」になった。「乙」、「甲」ともに 8 時から 16 時までの勤務であった。夜学が夏休みの時は、8 時から 17 時までの勤務や、夜勤もあった。同郷の D 氏も私と同じような仕事をしていて、他の臨時雇用員も健康保険と厚生年金保険に加入していた。「乙」から「甲」に種別が変更になった際に健康保険と厚生年金保険の保険料が上がる説明を受けた覚えがあることから、加入していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録から、申立人が申立期間のうち昭和 40 年 2 月 1 日から 42 年 12 月 30 日までの期間に A 事業所 B 局で勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 事業所 B 局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 社に照会したところ、申立人が申立期間当時に厚生年金保険に加入していたことを示す資料は無い旨の回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人が記憶している同郷の同僚（一人）に照会したところ、申

立人に関する記憶は不明確である上、当該同僚は申立期間については共済年金に加入している。

また、他の複数の同僚について調査したところ、死亡、所在不明等により、A事業所B局における申立人の勤務実態等について確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、「申立期間当時、切手のようなものを貼った手帳を社会保険事務所に提出すると、健康保険証が交付された。」と供述しているところ、当該手続は当時の健康保険制度には無く、日雇労働者健康保険制度に係るものであることから、申立人は日雇労働者健康保険の被保険者であったと推認されるが、当該被保険者は厚生年金保険には加入できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月 25 日から 35 年 4 月ごろまで
② 昭和 43 年 7 月ごろから 45 年 12 月ごろまで
③ 昭和 45 年 12 月ごろから 46 年 1 月ごろまで
④ 昭和 46 年 1 月ごろから 47 年 1 月 6 日ごろまで
⑤ 平成 12 年 6 月 3 日から 14 年 7 月 3 日ごろまで

申立期間①（A社）、②（B社）、③（C社）、④（D社（現在は、E社。以下同じ。））及び⑤（F社）における厚生年金保険への加入期間について照会したところ、厚生年金保険への加入の事実が無い旨の回答があった。

私は、中学校を卒業後、1年か2年してからG市へ出てH社に就職し、その1か月後にI市に戻り、A社で工員として2年間ぐらい働いた。

その後、昭和43年7月から従業員数10人ぐらいのB社で旋盤工として、次に従業員数10人から15人のC社で鉄材加工の工員として、さらに従業員数8人ぐらいの金型を製造していたD社で働いた。

平成12年6月3日からはF社で勤務した。同社については源泉徴収票もあり、社会保険料が控除されていたので厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている昭和26年3月16日から37年4月1日までに厚

生年金保険被保険者資格を取得した 411 人の中には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

さらに、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

加えて、申立人はA社で工員として勤務していたとしているところ、同社における同僚の氏名等を覚えていないとしているため、上記名簿に記載されている昭和 33 年に厚生年金保険被保険者資格を取得した男性のうち連絡先が分かった二人に照会したところ、いずれも①申立人を覚えていないと回答している上、②入社当初の 2 か月間又は 2 年間は臨時工であり、臨時工であった期間については厚生年金保険被保険者記録が無い旨供述していることから、同社においては、工員として入社した従業員について、入社後しばらくは臨時工として取り扱い、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

このほか、申立期間①について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②について、B社が保管している当時の金銭出納簿（給与の支給状況等が記載された資料）から、申立人が昭和 43 年 7 月から 45 年 12 月まで同社で勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

さらに、I市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②及びその前後の期間(昭和 39 年 4 月から 46 年 12 月まで)は国民年金の申請免除期間となっている上、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期は昭和 36 年 3 月となっていることから、申立人の国民年金加入手続はそこに行われたと考えられる(国民年金被保険者資格の取得時期は昭和 36 年 4 月)。そのため、申立人は、B社で勤務する前から国民年金に加入し、申請免除を受けていたことが確認できる。ところ、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会した結果、「当時の厚生年金保険の適用状況等が分かる資料は残っていないため、申立人に係る適用状況等については不明である。また、当時は、国民年金に加入していた従業員の中には保険料額が国民年

金より高い厚生年金保険に加入するのを嫌がる者もいたため、本人の希望があれば厚生年金保険に加入させなかった。」旨の回答があった。

加えて、申立人は当時のB社における同僚の氏名等を覚えておらず、社会保険事務所の記録により確認できる申立期間②に同社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人を覚えていないと回答している上、当時の記憶が不明確であり、同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等を得ることもできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③について、C社及び申立期間③に同社で厚生年金保険被保険者であった同僚（当時の事業主の息子）に照会したところ、いずれも「申立人が昭和46年ごろの1週間ほどC社で勤務していた。」旨供述していることから、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。しかし、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、同社は「申立人は1週間ほど勤務しただけであるため、厚生年金保険の加入手続は行っていない。」旨、当該同僚も「申立人は1週間ほどしか働いておらず、試用期間中であったため、厚生年金保険には加入していなかった。」旨回答している。

また、申立人の雇用保険の加入記録をみると、C社に係る加入記録が無いことから、申立人の勤務期間が短く、試用期間であったため、社会保険及び雇用保険への加入手続が行われなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、申立期間③について、社会保険事務所が保管しているC社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、I市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間③及びその前後の期間（昭和39年4月から46年12月まで）は国民年金の申請免除期間となっている。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 申立期間④について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間④について、社会保険事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてE社に照会したところ、「当時の資

料は残っていないため、申立人の勤務実態等は分からない。また、当時、厚生年金保険料が給与から控除されると給与額が減るため、厚生年金保険に加入しないことを希望する従業員もおり、その場合には加入させていなかった。」旨の回答があった。

加えて、申立人は当時のD社における同僚の氏名等を覚えておらず、上記の被保険者原票に記載されている昭和46年に厚生年金保険被保険者資格を取得した被保険者のうち連絡先が分かった二人に照会したものの、当時の記憶が不明確であることなどから、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

また、I市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間④及びその前の期間（昭和39年4月から46年12月まで）は国民年金の申請免除期間となっている。

このほか、申立期間④について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑤について、申立人の雇用保険の記録から、申立人が申立期間⑤にF社で勤務していたことは確認できるが、申立人が申立期間⑤の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、F社は平成18年6月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は入院中であり、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の事業主を除く役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間⑤に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は当時のF社における同僚の氏名等を覚えておらず、社会保険事務所の記録により確認できる申立期間⑤に同社において厚生年金保険被保険者であった者の中で連絡先が分かった同僚に照会したところ、「当時、従業員のうち申立人のような工員などは時間給であり、厚生年金保険に加入するかどうかは本人の希望による取扱いが行われていた。申立人については、たしか雇用保険のみ加入しており、厚生年金保険には加入していなかったと記憶している。」との回答があった。

加えて、申立人は、F社が発行した平成13年分給与所得の源泉徴収票を所持しており、当該書類に社会保険料等の記載があることから、同社において厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているが、i) 源泉徴収票に記載することとされている社会保険料等には、厚生年金保険料のほか雇用保険料も含まれること、ii) 申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が平成13年を含む申立期間⑤に同社で雇用保険に加入していたことが確認できること、及びiii) 申立人が所持している源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人に係る雇用保険料とほぼ一致してお

り、当該雇用保険料額に厚生年金保険料額を加算した額とは大きく異なることから、申立人が13年分給与から控除されていたのは雇用保険料であり、厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。